

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内大字名）	作成年月日	直近の更新年月日
橋本市	紀見地区 (柱本、矢倉脇、慶賀野、橋谷、御幸辻、 胡麻生、北馬場、紀見、細川、境原、 杉尾、城山台、三石台、光陽台、小峰台、 しらすぎ台)	令和3年3月5日	—

## 1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	197ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	120ha
③ アンケート調査等に回答した地区内における70歳以上の農業者の耕地面積の合計	67ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	41ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.91ha
(備考)	

## 2. 対象地区の課題

○集落人口の減少と高齢化が進み、農業の担い手が減少しており、遊休農地や耕作放棄地が増加している。
○農業用機械の搬入が困難な農地や不整形地は利便性が悪いため、遊休農地化が進んでいる。
○兼業農家が多く、特に稲作農家は農機具の購入に膨大な経費を要するため、定年後の就農や農業用機械の更新が厳しく、遊休農地が増加している。
○鳥獣害の被害が多い。

## 3. 対象地区内における中心経営体や意欲的な農業者への農地集約に関する方針

○対象地区内の農地利用は、集落内の中心経営体や意欲的な農業者が中心となって担っていく。
○新たに入作を希望する中心経営体や意欲的な農業者の受入れを促進することで対応していく。
○今後、農地を縮小する見込みであり、後継者の目途がつかない農地所有者は、農地中間管理事業や農地銀行の活用を検討する。
○今後も将来農業について話し合える場を作り、人・農地プランに反映させていく。

## 4. 3の方針を実現するために必要な取り組み（任意記載事項）

<b>(農地の保全への取組方針)</b>
○集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。
○集落内の中心経営体や意欲的な農業者が共同で遊休農地の活用を図る。
○柱本集落においては、棚田エリアの観光農業の推進を検討していく。

## 実質化された人・農地プラン

○接道・利水など、新たな入作者に勧められる農地を見極め、利便性や収益性が高い遊休農地を優先的に貸し出し、耕作放棄地化を防ぐ。

### （農業者への支援）

○女性農業者の参入を促進し、活躍できる体制を整える。

○地域のリーダーとなる農業者の育成を行う。

### （農地中間管理機構の活用方針）

○耕作放棄地にならないように守っていく農業重点地域を地域ごとに作り、重点地域に対して農地中間管理事業や鳥獣害対策を推進していく。

○中心経営体や意欲的な農業者等が農地中間管理機構を通して農地を借り受けできるような制度を分かりやすく周知していく。

○人に勧められる農地を見極め、新たな入作者に貸し出すことで優良農地の遊休地化を防止する。

### （農業用機械の確保）

○農地を縮小する見込みの農地保有者は、現に保有する農業機械も含めての貸し付けを検討する。

### （特産品や新規作物の導入）

○米などの土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産を目指す。

○地域ごとに特産品となる農作物を作り、所得向上につなげていく。

### （兼業農家支援）

○住宅街と隣接する都市型農地としての在り方を強化すべく、兼業農家や定年退職後の就農による農地確保を推進する。

### （鳥獣害対策）

○地域による鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払い等）に取り組む。

## 5. 各集落からの意見（任意記載事項）

### 〈地区の課題〉

○隣接する園地を集約して作業効率を図る。

○猟友会の協力を得て、有害鳥獣の地区一斉駆除を年1回実施する。

### 〈方針を実現するために必要な取り組み〉

○集団での営農を行い、月給制や休日制を取り入れて若者が就労しやすい環境を整備する。

○新規就農者がすぐに農業を開始できるよう、集落で共同使用できる機械の整備を進める。

### 〈全体〉

○農地と農機具及び空き家の登録制度を検討する。

○高齢化、後継者不足、人口減、耕作放棄地、獣害、山林の管理などを集約によって解決できるのか。村としての機能を考えると一時的な解決策でしかない。

○ある程度集約しながらも、農業者人口を増やすこと、移住者を増やすことにも力を入れるべきでは。集約することがよいか、移住者を増やすか、未来について話し合う場が欲しい。

## 実質化された人・農地プラン

## (参考) 中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稲、露地果樹	390a	水稲、露地果樹	430a	紀見
認農		水稲、露地果樹	74a	水稲、露地果樹	118a	橋本、紀見
認農		施設野菜、露地野菜	210a	施設野菜、露地野菜	210a	山田、紀見、隅田、学文路
到達		水稲、露地果樹	61a	水稲、露地果樹	61a	紀見
認就		水稲、露地野菜	90a	水稲、露地野菜	170a	紀見
認就法		施設野菜	13a	施設野菜、露地果樹	40a	紀見、隅田
6人		8.38ha		10.29ha		

※認農：認定農業者 / 認農法：認定農業法人 / 到達：基本構想水準到達者 / 認就：認定新規就農者  
認就法：認定新規就農法人

## (参考) 地区内において意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者

農業者	現状		備考
	経営作目	経営面積	
	水稲	38a	アンケート
	野菜	124a	意見書
	水稲、野菜	29a	意見書
	野菜、果樹	47a	農地中間管理事業
4人			